

暮らしサポート・富士見

“くらさぼ”と覚えてください

日常生活でちょっと困ったとき、地域での助け合い、支え合いがあったらいいなと感じたことはありませんか？

誰もが安心して暮らせるように、ちょっとした支援を受ける方も、支える方もお互いさまの気持ちを忘れずに、この住民参加型の支え合いを通じて、「富士見町に住んでいてよかった」と思えるような活動を目的に実施します。

協力会員

富士見町社会福祉協議会住民会員の方で、互助の支援に理解があり、事業の趣旨に賛同し活動できる方

利用会員

①富士見町社会福祉協議会住民会員の方で概ね65歳以上の方で

- ・一人暮らしの方
- ・高齢者のみの方

②障がいを持ち支援を必要とする方

③子育て中の方

④病気、ケガにより日常生活に支障をきたす方

⑤その他（会長の認めた方）

活動内容

日常生活を送るうえで必要な活動の支援をします。内容は概ね下記の通りです。

日常的な支援は概ね週1回～2回 特別な（季節ごとの）支援はその都度相談となります。

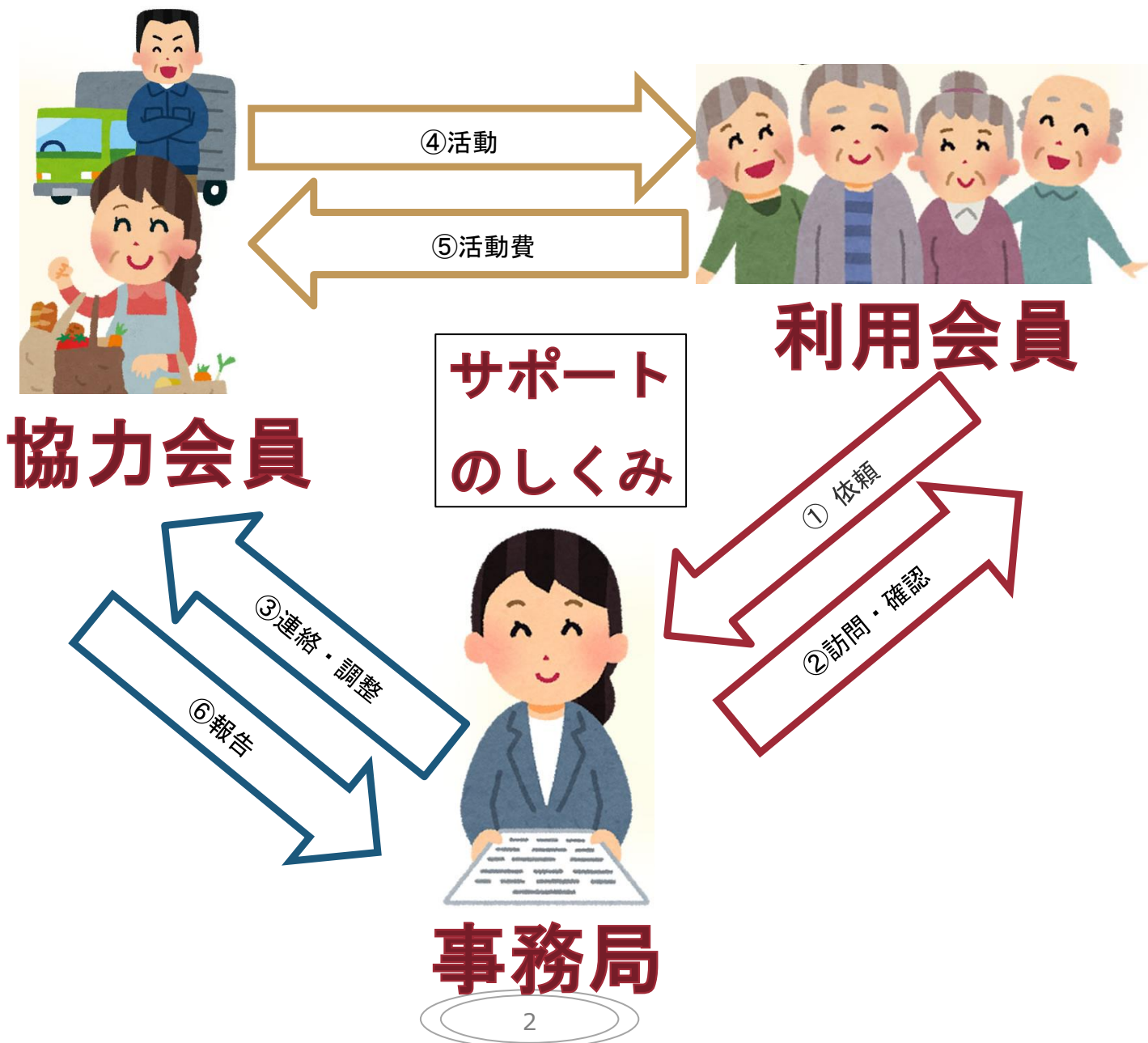
日常的な支援の例

ゴミだし・草取り・掃除・障子張り・家事援助・話し相手・外出支援など

特別な（季節ごとの）支援の例

雪かき・大掃除・水回りの掃除・衣替え・灯油運び・粗大ごみ運搬 など

※協力会員ができる活動の範囲内での支援となります。



依頼の受付、調整の流れ

①依頼 社協まで連絡ください。(TEL0266-78-8986)



②訪問・相談 職員が訪問し、依頼内容や身体状態等確認します。



③連絡・調整 依頼内容に適した協力会員の調整と紹介をします。



④活動 ご自宅に協力会員が訪問し依頼内容をお手伝いします。



⑤活動費 活動費の基準を参考に、協力会員と利用会員間で直接やり取りします。



⑥報告 報告書の提出を社協までしていただきます。

受付時間

依頼の受け付けは、平日8時30分～17時まで。(土日祝日 12月29日～1月3日を除く)

活動時間

平日 8 時 3 0 分～ 1 7 時まで。（支援内容によって変わる場合もあり）

活動費の基準 **あくまでも基準額です。双方で相談ください。**

活動費（謝礼金）・・・ 1 時間 5 0 0 円

材料費・燃料代等が発生した場合は実費とする。

その他の費用

- ・ 必要物品の購入に関しては協力会員と利用会員で事前に内容を相談の上購入をしてください。
- ・ 協力会員が持参したもの（お弁当など）は支払いの対象としない。
- ・ 協力会員が車で利用会員の移動支援（買い物の送迎等）をした場合は、白タク行為とみなされる事のないよう、移動の時間は活動費に含めない。

支払方法

- ・ 協力会員と利用会員で、活動の都度支払することを基本とする。
- ・ 支払に関して支援が必要な場合はあらかじめ相談にて取り決めをすることとします。

暮らしサポート・富士見お問い合わせ先

〒 3 9 9 — 0 2 1 1 長野県諏訪郡富士見町富士見 8 9 8 8 — 1 ふれあいセンター

社会福祉法人 富士見町社会福祉協議会

地域福祉係 電話 0 2 6 6 — 7 8 — 8 9 8 6

※ 介護保険ご利用者様は、担当のケアマネジャーにもご相談ください